浦安市長 内田 悦嗣 様

浦安市情報公開·個人情報保護審査会 会長 飯 田 稔

浦安市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

令和6年7月8日付け浦人第357号による下記の諮問について、別紙のとおり答申 します。

記

諮問第56号

令和6年5月13日付けで審査請求人から提起された、令和6年5月7日付け浦人第118号で行った公文書不開示決定に係る審査請求

別紙

諮問第56号

答 申

第1 審査会の結論

浦安市長(以下「実施機関」という。)が、令和6年5月7日付け浦人第 118 号で、審査請求人に通知した公文書不開示決定処分(以下「本件処分」という。)について、別表に掲げる部分以外を、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定をしたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定をしたことは妥当でなく、当該部分に係る処分を取り消し、改めて開示決定等を行うべきである。

第2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、令和6年4月22日付けで、浦安市情報公開条例(平成13年条例第3号。以下「条例」という。)第5条により実施機関に対し、「千葉地方裁判所で市長が被告となって係争中の「令和〇年(〇〇)第〇〇号」事件の答弁書(3月8日付)の「結論」に於いて、被告である市長は、「本件委託契約は、一部に契約事務規則に違反した行為はあった」と記述・主張している。よって契約事務規則違反を犯した職員等に対してとられた人事上の制裁措置を示す公文書の開示を求める。また、本事案を契機とした浦安市コンプライアンス行動指針の再徹底を図ったことを示す公文書の開示を求める。」との開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。

2 不開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、「特定の職員等又は特定の事項を名指しした上で請求されたものであり、本件対象公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の職員等に対して人事上の制裁措置があったかどうか、及び訴訟記録の閲覧等により関係当事者を明らかにすることとなり、条例第7条第2号に規定する不開示情報である個人情報を開示することになることから、当該公文書の存否を明らかにすることができないため。」と理由を付し、条例第10条に該当するとして、開示請求に係る公文書(以下「本件対象公文書」という。)の存否を明らかにしないで、本件処分を行い、その旨を令和6年5月7日付け浦人第118号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年5月13日付けで、本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 19 条第 1 項により、令和 6 年 7 月 8 日付け浦人第 357 号で当審査会に諮問した。

第3 審査請求人等の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、対象文書の部分開示(個人情報以外)を求めるというものである。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書による本件審査請求の理由

規則に違反した行為があったことを市長が認めている。規則違反を犯した職員を放置(お咎めなし)すれば、組織は弛緩し秩序を保つことはできない。職員が法令に違反した場合の公表基準の有無も示さず不開示を通知することは承服できない。

(2) 審査請求書における本件審査請求の参考事項

都市整備部の職員AおよびB等は、住民監査請求に対応して、監査委員に文書説明を行った。その後、千葉地方裁判所に於ける行政訴訟が提訴されたことに伴い、監査委員に提出した文書説明を実質否定する文書を裁判所に証拠として提出した。監査委員に提出した文書は、その記載内容の悪質さから刑法第156条(虚偽公文書作成等)を構成する事件である。また、この事実を知った市長及び市職員は刑事訴訟法239条2項(公務員の告発義務)により告発をしなければならない義務があるにもかかわらず、これを履行していない。市長は法令違反を認識しているのであるから、その事実を公開し、必要な人事措置をとることは当然である。浦安市情報公開条例第7条第2号ア及びウに該当するのであるから情報は不開示とされることはあってはならない。

(3) 反論書における反論の理由

ア 「浦安市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」が制定されており、その 目的は、「地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合の処分内容等の 公表の取扱いについて定めることにより、市民に信頼される公正で透明な 行政運営の実現と職員の服務規律の確保に資すること」である。公表の対 象とする処分は、「地方公務員法に基づく懲戒処分(免職、停職、減給、

- 戒告)」であり、文書注意等は公表されない。公表する処分の内容等は、「所属部等、補職名、年齢、処分の年月日、処分の内容、処分に係る事案の概要、処分の理由」であり、刑事事件の場合は氏名が公表されることもある。従って、懲戒処分等を行った場合は、その基準に従って、特定の所属部等、補職等を含め7項目が公開される。これは実質的に職員を特定する内容である。
- イ 懲戒処分の公表は、「市民に信頼される公正で透明な行政運営の実現と職員の服務規律の確保に資すること」を目的とするものであり、懲戒処分の原因を作った被処分職員のプライバシーの保護は絶対的なものではない。被処分職員の「私事」を殊更に主張する処分庁の過剰な配慮・忖度は、不当・不適切である。
- ウ 条例第7条第2号「ウ 当該個人が公務員等(省略)である場合において、 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当 該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」は開示 除外の例外としている。即ち、公務員の職務の遂行に起因する人事上の処 分は、「私事」ではない。
- エ 「基準」では「被処分職員以外の当事者のプライバシー等への配慮」は、 規定されているが、被処分職員に対する配慮は規定されていない。公表さ れることが前提であるからこそ、懲戒処分には職員の服務規律の確保の効 果が期待できるものである。
- オ 懲戒処分されていないことが明らかになることは、プライバシーを侵害することにはならず、当該職員の私生活等に影響を及ぼし、その権利利益を 害する虞はない。
- カ 審査請求人の住民監査請求に対応した監査委員の照会に対し、市職員が虚偽公文書を作成(刑法 156 条に抵触)し、監査委員に提出・釈明した事実があり、市長は「一部に規則違反の行為があった」ことを認めている。規則違反は地方公務員法第 32 条違反であり、市長が人事上の制裁措置を何等せずに放置することは不適切である。地方公務員法第 29 条第1項に基づく「浦安市一般職の職員懲戒審査会規程」第2条「市長は、職員に懲戒に当たるような行為があり、これを処分しようとする場合には、処分することの適否及び程度について審査会の意見を聴かなければならない。」に基づき、市長は対応しなければならない。
- キ 本事案に際しては、人事上の制裁処置に対応して、
 - (ア) 「戒告」以上の懲戒処分の場合は、当該プレスリリースの開示を。

- (4) 「戒告」未満の人事上の制裁措置(「文書注意」等)がなされていた場合は、「不開示決定通知書」の理由に「浦安市職員の懲戒処分等の公表に関する基準に合致する人事上の制裁を受けた職員がいない」。
- (ウ) 人事上の制裁措置がなされていない場合は、「不開示決定通知書」の理 由には、「該当する文書が存在しない。」

と記載すればよい。

(4) 審査請求人による口頭意見陳述の要旨

口頭意見陳述により審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨(一部補正) 及び理由等は、おおむね以下のとおりである。

ア趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書の部分開示(個人情報以外)を求める。

なお、令和6年6月25日付けの市長名の回答により、市長が「浦安市一般職の職員懲戒審査会の意見を徴する」ことを怠っている可能性(制裁措置を怠っている可能性)が浮上してきた。そうであるならば、本件処分の理由を「公文書が存在しない」に改めるべきである。

また、契約事務規則違反は、「浦安市内部統制の推進に関する規程第2条(2)不適正な業務執行」であるにもかかわらず、同規程に定める「報告及び公表の決定」も、「再発防止策等の報告」も履行されていない。

イ 理由

規則に違反した行為があったことを市長が認めている。規則違反を犯した職員を放置すれば、組織は弛緩し秩序を保つことはできない。職員が法令に違反した場合の公表基準の有無も示さず不開示を通知することは承服できない。

ウ 本件開示請求について

本件審査請求に至る事情及び背景の説明に加えて、以下のとおり本件開示請求に関する主張をした。

(ア) 条例第7条第2号の解釈

条例第7条第2号は「ただし、次に掲げる情報を除く」として、「ウ 当該個人が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地 方公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であ るときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の 遂行の内容に係る部分」を「不開示情報の除外事例」としている。

よって、当該開示請求に対応して「公文書は開示されるべき」であり、

また、「当該公文書の存否を明らかにできない」としたことは誤りである。

(イ) 浦安市職員の懲戒処分等の公表に関する基準

「浦安市職員の懲戒処分等の公表に関する基準」が制定されているのであるから、この基準に従って開示すればよいのであって、「公文書の存否不回答」は不適切である。

(ウ) 基準の弾力的運用の事例

令和6年6月26日付け浦人第353号により部分開示された4件の「一般職の職員懲戒審査会の審査結果について(報告)」の事例のうち2件は「訓告」処分であるため公表基準外であったが開示(公表)された。

このような弾力的な基準の運用の事例があることも考慮すべきである。

(エ) 浦安市一般職の職員懲戒審査会の意見を徴するに至っていない可能性契約事務規則違反は地方公務員法第32条違反であり、「懲戒に当たるような行為」である。審査請求人は、浦安市一般職の職員懲戒審査会規程(以下「懲戒審査会規程」という。)第2条「市長は、職員に懲戒に当たるような行為があり、これを処分しようとする場合には、処分をすることの適否及び程度について審査会の意見を聴かなければならない。」に基づき、当該事件に関して「審査会の意見を徴することを市長に求める。」ことを、令和6年6月10日付けで「市長への手紙」により表明した。

これに対し、「いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。」との市長名の回答が令和6年6月25日にあった。この回答は、市長が①「職員に懲戒に当たるような行為がない」と判断したか、あるいは②「処分しようとしない」ことを表明したものと理解される。いずれの場合でも、開示請求の対象公文書は存在しない。

(オ) 結論

本件処分は不当であるので、審査委員会が審査の上、本件処分を取り消し、部分開示(個人情報以外)、あるいは、不開示の理由を「公文書不存在」に改めるとの審査結果を求める。

(5) 補佐人による口頭意見陳述の要旨

口頭意見陳述による補佐人の主張は、おおむね以下のとおりである。

今回の一番の問題点は、本件のような情報が、条例第7条第2号で非公開とできるのかどうか、個人情報として公開する必要はない場合に該当するのかという点だと考える。

次に考えなければならないことは、審査請求人はどういう情報の開示を求めたのかということである。これは、市の事務を執行するに当たり、地方公務員法違反に該当する、あるいは刑法にも抵触するのではないかと疑われる事例であり、一部契約事務規則違反行為はあったと市長自らが主張している事例で、その者への処分内容の情報開示である。公開することへの例外には該当しないのだから、本件決定は承服できかねるというもので、不服を申し立てているわけである。

特に本事案では、行政訴訟の大前提として、住民監査請求を行った経緯がある。その時に監査委員に提出した文書説明を実質否定する文書をその後の裁判で裁判所に証拠として提出している。裁判所に提出した文書内容を監査時に提出していたら、監査結果は異なるものになっていた可能性が疑われる事例であり、これは、監査委員を愚弄したと言われても致し方ない事例である。

また、その後の審査請求人への市長名による回答は、本来、なされなけれ ばならなかった懲戒審査会規程第2条の「市長は職員に懲戒に当たるような行 為があり、これを処分しようとする場合には、処分をすることの適否及び程度 について審査会の意見を聴かなければならない」という、基本的な行為が行わ れたのかどうか疑義を抱かせる内容であった。もしこの疑義どおり意見を聞か なかったのであれば、本来の開示請求に対し、不存在決定を下すべきであった わけである。審査請求人は審査請求に至る事情及び背景で、一連の流れを詳細 に述べているが、この経緯は、浦安市職員が市民に対し、いかに背信行為を長 年にわたって行ってきたかを明らかにしているもので、看過できない。これら の行為はどのように処分されたのか、その処分内容は、公正性・公平性を担保 しているのか、若しくは処分されなかったのかは、一市民としても知る権利が ある。本件は決して一個人により私人として行われた行為ではなく、浦安市の 地方公務員として、職務として行われていたわけで、個人情報の名の下に不開 示とされてしまうと原因追及も不可能となる。個人に関する情報との言葉での 隠ぺいは、第2第3の同じような事例の温床となるだけなので、審査請求人の 訴えには正当性があると考える。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

- 1 処分の理由(不開示の理由について)
- (1) 不開示決定について

本件開示請求は条例第 10 条に該当するものとして、本件対象公文書の存否

を明らかにしない上で、不開示の決定を行ったものである。

(2) 条例第10条の該当性について

本件開示請求は、特定の職員等又は特定の事項を名指しした上で請求されたものであり、本件対象公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の職員等に対して人事上の制裁措置があったかどうか、及び訴訟記録の閲覧等により関係当事者を明らかにすることとなり、条例第7条第2号に規定する不開示情報である個人情報を開示することになることから、当該公文書の存否を明らかにすることができないため、条例第10条に規定する公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること(存否応答拒否)ができる場合に該当する。

2 弁明の内容について

(1) 弁明書における弁明の理由

仮に、特定の職員等に対してとられた人事上の制裁措置(以下、本項(1)において「処分」という。)があったとして、一般にそのような処分事案において、被処分者の情報については、そのプライバシーを侵害することのないよう特に配慮が必要であって、たとえ公務員であっても個人の私的な情報であり、当該職員等の私生活等に影響を及ぼし、その権利利益を害するおそれがある情報である。

本件開示請求書には、具体的な訴訟の事件番号に続けて、「契約事務規則 違反を犯した職員等に対してとられた人事上の制裁措置を示す公文書」、「本 事案を契機とした浦安市コンプライアンス行動指針の再徹底を図ったことを示 す公文書」と記載があることから、本件開示請求は実質的に特定職員等又は特 定の事項を名指しした内容の開示請求と判断されるものである。

よって、本件対象公文書の存否を答えることは、特定の職員等に対して人事上の制裁措置があったかどうかという情報(以下「本件存否情報(1)」という。)、及び訴訟記録の閲覧等により関係当事者を特定することができる情報(当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分を除く。以下「本件存否情報(2)」という。)を明らかにすることとなる。

また、条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(省略)であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(省略)により特定の個人 を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を 識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別するこ とはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれ があるもの。」を原則として不開示とする旨規定している。また、同号ただし 書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等(省略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、例外的に同号の不開示情報から除外することとしている。

本件存否情報(1)は、懲戒処分の状況等を基本的には職員個人が特定されない形で処分の内容を公表しているに過ぎないものであり、また、本件存否情報(2)については、裁判所における記録の閲覧等は、事件が特定されなければ認められないものであるから(民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第 17 号)第 33 条の2第2項参照)、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報ではなく、また、法令等で公にすることが義務付けられている情報でもないことから、条例第7条第2号ただし書アに該当しないものであり、また、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

さらに、本件存否情報(1)は、処分に係る情報であって、特定の職員等の私事に関する情報であると考えるのが相当であることから、同号ただし書ウに該当せず、また、本件存否情報(2)は、同号ただし書ウに該当しないことは明らかであることから、条例により保護すべき不開示情報に該当するものである。

したがって、審査請求人に対し、本件対象公文書が存在しているか否かを 答えるだけで、条例第7条第2号の不開示情報である個人情報を開示すること になる。

(2) 意見陳述の要旨

弁明書において、条例第7条第2号に該当するものは原則不開示とすることについて記載するとともに、例外的に同号の不開示情報から除外とする同号ただし書「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等(省略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しない理由を記載し、市の考えを明確にしたところである。

なお、審査請求人の反論書における「懲戒処分等を行った場合は、その基準 に従って、特定の所属部等、補職等を含め7項目が公開される。これは実質的 に職員を特定する内容である。」については、公表する際には被処分職員の不 利益にならないように最小限の発表に留めているため、その主張は当たらない。

- 3 意見の陳述に係る補足事項について
- (1) 訴訟記録の閲覧について

係属中の民事事件の記録の閲覧については、事件番号等を特定した上で裁判所への申請により、原則、誰もが閲覧できるものと裁判所に確認している。

(2) 審査請求人が開示請求した「本事案を契機とした浦安市コンプライアンス 行動指針の再徹底を図ったことを示す公文書」の不開示理由について

本件開示請求書には、具体的な訴訟の事件番号等に続けて、「本事案を契機とした浦安市コンプライアンス行動指針の再徹底を図ったことを示す公文書」と記載があり、ここでいう「浦安市コンプライアンス行動指針の再徹底を図ったことを示す公文書」について「本事案を契機とした」ものとして関連付けられている以上、同公文書の有無を答えるだけで「本事案」すなわち開示請求書記載の事件番号等の存在を実施機関として認めることとなることから、一体として、実質的に特定の職員等又は特定の事項を名指しした内容の開示請求であると判断したものである。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、訴訟記録の閲覧等により関係当事者を特定することができる情報(条例で保護される個人情報)を明らかにすることになることから、不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件開示請求は特定の職員等又は特定の事項を名指しした上で請求されたものであり、本件対象公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の職員等に対して人事上の制裁措置があったかどうか、及び訴訟記録の閲覧等により関係当事者を明らかにすることとなり、条例第7条第2号に規定する不開示情報である個人情報を開示することになることから、当該公文書の存否を明らかにすることができないとして、令和6年5月7日付けで本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求を行った。他方、実施機関は、本件 処分を妥当と主張している。

当審査会は、審査請求人等からの意見聴取及び実施機関の弁明等を踏まえ、本件処分について検討した結果、次のとおり判断する。

2 本件対象公文書のうち「契約事務規則違反を犯した職員等に対してとられた人事上の制裁措置を示す公文書」について

本件開示請求の対象の一つは、「千葉地方裁判所で市長が被告となって係争中の「令和〇年(〇〇)第〇〇号」事件の答弁書(3月8日付)の「結論」に於いて、被告である市長が「本件委託契約は、一部に契約事務規則に違反した行為はあった」と記述・主張している」ところの「契約事務規則違反を犯した職員等に対してとられた人事上の制裁措置を示す公文書」(以下「本件対象公文書①」という。)であるが、実施機関は、その存否を答えることは、特定の職員等に対して人事上の制裁措置があったかどうかという情報(本件存否情報(1))を明らかにすることとなるとする。

(1) 条例第10条適用の妥当性について

ア 条例第 10 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、 実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」として、存否応答拒否ができる場合について定めていることから、以下、本件対象公文書①に同条を適用することが妥当であるか否かを検討する。

イ 本件処分の理由によれば、本件対象公文書①は、特定の職員等又は特定の 事項を名指しした上で請求されたものと判断できるという。他方、審査請 求人も、審査請求書及び意見陳述において、特定の職員等を名指しした上 での開示請求であることを認めている。よって、本件開示請求のうち、本 件対象公文書①に係る部分は、条例第7条第2号本文に規定する不開示情 報である個人情報の開示請求と認めることのできるものである。

(2) 条例第7条第2号ただし書ウ等の該当性の主張について

審査請求人の主張の全趣旨に徴すると、審査請求人は、本件対象公文書は 条例第7条第2号ただし書ウ等に該当し、不開示情報の例外に当たるとして、 その開示を求めているものと解されることから、以下、その該当性について検 討する。

ア 条例第7条第2号ただし書りの該当性について

条例第7条第2号ただし書ウは、同号に掲げる不開示情報のうち、「当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該

職務の遂行の内容に係る部分」について、例外的に開示するものと定めている。

審査請求人は、公務員の職務の遂行に起因する人事上の処分は「私事」 ではないのであるから、条例第7条第2号ただし書ウに該当すると主張し ている。

しかしながら、同号ただし書ウは、個人に関する情報のうち、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分が例外的に開示されることを規定しているところ、職員が懲戒処分等を受けたことは、職務の遂行に非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた当該職員の個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、本件存否情報(1)は、公務員等の職務の遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウに該当しない。

イ 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

審査請求人は反論書において「懲戒処分等を行った場合は、(浦安市職員の懲戒処分等の公表に関する)基準に従って、特定の所属部等、補職等を含め7項目が公開される。これは実質的に職員を特定する内容である。」と主張しているところ、この点は、条例第7条第2号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するという主張と捉えることができる。他方、実施機関は、「公表する際には被処分職員の不利益にならないように最小限の発表に留めているため、その主張は当たらない。」と説明している。

一般に、懲戒処分等の事案において、被処分職員の情報については、プライバシーを侵害することのないよう、特に配慮が必要であると考えられることから、懲戒処分等に係る情報の公表について、被処分職員の不利益にならないように最小限の発表に留めているとする実施機関の説明には、特段、不合理な点は認められない。

このことから、本件存否情報(1)は、上記基準の運用上、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、また法令等で公にすることが義務づけられている情報でもないことから、同号ただし書アに該当しない。

(3) 小結

以上述べたとおり、本件存否情報(1)は、条例第7条第2号ただし書ア及び

ウに該当せず、また、同号ただし書イにも該当しないことは明らかであることから、同号本文に規定する不開示情報に該当し、本件対象公文書①は、その存否を答えるだけで、本件存否情報(1)を開示することになり、条例第 10 条により開示請求を拒否すべきものと認められる。したがって、本件対象公文書のうち本件存否情報(1)に係る本件対象公文書①について、実施機関が、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定をしたことは妥当である。

3 本件対象公文書のうち「本事案を契機とした浦安市コンプライアンス行動指針 の再徹底を図ったことを示す公文書」について

本件開示請求の対象のいま一つは、「本事案を契機とした浦安市コンプライアンス行動指針の再徹底を図ったことを示す公文書」(以下「本件対象公文書②」という。)であり、実施機関はこれについても条例第 10 条を適用して不開示とすべきと主張している。

(1) 実施機関の説明について

実施機関は、意見陳述及び「意見の陳述に係る補足事項について」において、本件処分の「開示することができない理由」にある「特定の事項」とは、 具体的な訴訟の事件番号等であるとする。そして、係属中の民事事件の記録の 閲覧については、事件番号等を特定した上で裁判所への申請により、原則として、誰もが閲覧できるものであって、訴訟記録の閲覧等により関係当事者を明らかにすることとなるという。

本件開示請求書には、具体的な訴訟の事件番号等に続けて本件対象公文書②の記載があり、当該公文書について「本事案を契機とした」ものとして関連付けられている以上、同公文書の有無を答えるだけで「本事案」すなわち開示請求書記載の事件番号等の存在を実施機関として認めることとなるから、本件対象公文書①と一体として、実質的に特定の職員等又は特定の事項を名指しした内容の開示請求であると判断し、本件対象公文書②の存否を答えることは、訴訟記録の閲覧等により関係当事者を特定することができる情報(条例で保護される個人情報)(実施機関のいう本件存否情報(2))を明らかにすることになるから、不開示としたというのである。

(2) 条例第10条適用の妥当性について

しかしながら、「本事案を契機とした」との記載だけでは、必ずしも、本件対象公文書①との関連付け(実施機関のいう「一体」)がされるものではなく、当然に特定の個人を識別する情報に該当することになるとまでは認められない。実施機関が組織として職員を管理又は統率等する上で、適宜、市のコンプライアンス行動指針の再徹底を図ることは一般的にあり得ることであって、

仮に「本事案を契機と」するものであっても、浦安市コンプライアンス行動指針の再徹底を図ったことを示す公文書自体は、直ちに特定の個人に関する情報を含むとはいえないものであり、その存否を答えるだけで、不開示情報(本件存否情報(2))を開示することとなるとは認められない。よって、本件対象公文書②について条例第10条を適用することは妥当でない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件開示請求に係る本件対象公文書のうち「契約事務規則違反を犯した職員等に対してとられた人事上の制裁措置を示す公文書」については、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるため、実施機関が、条例第10条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定をしたことは妥当であるが、本件対象公文書のうち「本事案を契機とした浦安市コンプライアンス行動指針の再徹底を図ったことを示す公文書」については、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定をしたことは妥当でなく、当該部分に係る処分を取り消し、改めて開示決定等を行うべきであると判断する。

なお、当審査会は、実施機関から諮問を受けて、実施機関が行った開示・不開示の判断の妥当性について審査するものであり、本件開示請求の原因となった事業に係る事実関係やその法的妥当性等について判断するものではないことから、審査請求人のその余の主張は、本件処分の適否に関する当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

別表

とを示す公文書。

公文書の名称 当該部分に係る処分を取り消し、改め て開示決定等を行うべきと判断した部 分 千葉地方裁判所で市長が被告となって 本事案を契機とした浦安市コンプライ 係争中の「令和○年(○○)第○○ アンス行動指針の再徹底を図ったこと 号| 事件の答弁書(3月8日付)の を示す公文書。 「結論」に於いて、被告である市長 は、「本件委託契約は、一部に契約事 務規則に違反した行為はあった」と記 述・主張している。よって契約事務規 則違反を犯した職員等に対してとられ た人事上の制裁措置を示す公文書、及 び本事案を契機とした浦安市コンプラ イアンス行動指針の再徹底を図ったこ